

佐 本 規 制 発 第 1 0 号
令 和 3 年 1 月 1 5 日

各 警 察 署 長 殿
高速道路交通警察隊長

保 存	5年(令和8年3月31日まで)
有 効	令和8年3月31日まで
企画係	

交 通 部 長

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の対応について（通達）

令和2年6月3日に公布された持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号。以下「改正法」という。別添1）が同年11月27日に施行された。

また、改正法による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）において、地域公共交通網形成計画が地域公共交通計画に、地域公共交通再編事業が地域公共交通利便増進事業に改められるとともに、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業及び新モビリティサービス事業が新設されること等に伴い、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」（平成26年総務省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。別添2）の一部改正が、令和2年11月26日に告示され、同年11月27日から適用されることとなった。

法の規定に基づき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、地域公共交通計画の作成及び実施に関して組織される協議会に参画するなど、交通警察として対応すべき事務があるところ、改正法及び基本方針の施行等に伴う運用上の留意事項等は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、改正法の施行と併せて施行されることとなった「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令」（令和2年内閣府令・国土交通省令第7号）に関する運用上の留意事項等については、別途通知するので留意されたい。

また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の対応について（通知）」（令和2年4月1日付け佐本規制発第61

号)は廃止する。

記

1 法関係

(1) 地域公共交通計画（法第5条及び第6条関係）

ア 概要

地方公共団体は、基本方針に基づき、市町村にあつては単独で又は共同して、都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成することができ（法第5条第1項）、その作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下(1)及び(2)において「協議会」という。）を組織することができることとされている（法第6条第1項）。

地方公共団体は、地域公共交通計画を作成又は変更しようとするときは、これに定めようとする法第5条第2項第4号に掲げる事項（地域公共交通計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項）について、

- ・ 協議会が組織されている場合には協議会における協議
- ・ 協議会が組織されていない場合には関係する公安委員会との協議

をしなければならないこととされた（法第5条第10項及び第13項）。

また、作成又は変更された地域公共交通計画については、公表されるとともに、関係する公安委員会に送付されることとされた（法第5条第11項及び第13項）。

イ 対応方針

高齢化の進展や高齢者による運転免許証の自主返納の促進等から、高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性が増大しているところ、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保は、地域公共交通を担う運転者不足を解決するのみならず、運転に不安を有する高齢者等が安心して運転免許証を自主返納できるような環境整備につながり、交通事故の防止にも寄与するものである。

このため、地域公共交通計画の内容が、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止するという道路交通法（昭和35年法律第105号）の目的に照らして、ふさわしくないものとならないよう留意する一方で、交通警察としても、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう、次のとおり適切に対応すること。

なお、作成・変更された地域公共交通計画は、地方公共団体から公安委員会宛てに送付されることから、確実に受領すること。

(ア) 協議会が組織される場合

基本方針において、協議会は、地域公共交通に関わる多様な主体が、最適かつ持続可能なあり方について総合的に検討・合意形成を行い、その合意がなされた取組を実施するため、各主体間の意見調整を図る場であり、関係者が一体となって地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する上での中心的な役割を担うものである

ことから、地域公共交通計画の作成や実施に関する協議に当たっては、可能な限り協議会を活用することが望ましいとされている。

この点、地域公共交通に関わる多様な主体が参画する協議会は、交通管理上必要な意見を述べるとともに、交通事故情勢の周知と、各種交通事故防止にも寄与する持続可能な地域旅客運送サービスが確保されるよう働き掛ける上で、有効な場であると考えられる。

このため、地方公共団体から関係する公安委員会宛てに協議会の構成員として必要と認める旨の通知がなされた場合、特段の支障がない限り、積極的に協議会に参画し、協議に応ずるようにすること。

協議会における協議では、多様な構成員からバス専用通行帯の整備や、道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号に規定する一般旅客自動車運送事業用自動車又は自家用有償旅客運送自動車の乗合自動車の停留所等における駐停車の特例の活用をはじめ、諸施策についての各種提案が予想されるところ、法の趣旨をできる限り尊重しつつ、交通管理上必要な意見を述べること。

また、高齢運転者による交通事故の発生状況について情報提供を行うほか、持続可能な地域旅客運送サービスの確保による運転免許証の自主返納者や運転に不安のある高齢運転者等への支援の必要性について説明を行うなど、高齢者等の交通事故防止の観点からも必要な意見を述べること。

また、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員に、その協議の結果の尊重義務が課される点に留意すること。

(イ) 協議会が組織されない場合

地方公共団体からの地域公共交通計画の作成又は変更に係る協議に際しては、真摯に対応し、法の趣旨をできる限り尊重しつつ、交通管理上必要な意見を述べ、当該地方公共団体との意見の調整を図ること。この際、高齢者等の交通事故防止の観点からも必要な意見を述べること。

(2) 地域公共交通計画に即して事業を実施するための計画（法第8条、第13条、第14条、第27条の2、第27条の3、第27条の8、第27条の9、第27条の16及び第27条の17関係）

ア 概要

地域公共交通計画に、

- ・ 法第2条第6号に規定する軌道運送高度化事業
- ・ 法第2条第7号に規定する道路運送高度化事業
- ・ 法第2条第11号に規定する地域旅客運送サービス継続事業
- ・ 法第2条第12号に規定する貨客運送効率化事業
- ・ 法第2条第13号に規定する地域公共交通利便増進事業

に関する事項が定められたとき、

- ・ 軌道運送高度化事業を実施しようとする者
- ・ 道路運送高度化事業を実施しようとする者
- ・ 地域旅客運送サービス継続事業に関する事項が定められた地域公共交

通計画を作成した地方公共団体

- ・ 貨客運送効率化事業を実施しようとする者
- ・ 地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められた地域公共交通計画を作成した地方公共団体

は、それぞれ当該地域公共交通計画に即して当該事業を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を作成するものとされており（法第8条第1項、第13条第1項、第27条の2第1項、第27条の8第1項及び第27条の16第1項）、実施計画を作成又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係する公安委員会の意見を聴かなければならないこととされている（法第8条第3項及び第6項、第13条第3項及び第6項、第27条の2第4項及び第6項、第27条の8第3項及び第5項並びに第27条の16第4項及び第6項）。

なお、作成又は変更された実施計画は、関係する公安委員会に送付されることとされている（法第8条第5項及び第6項、第13条第5項及び第6項、第27条の2第5項及び第6項、第27条の8第4項及び第5項並びに第27条の16第5項及び第6項）。

また、

- ・ 道路運送高度化事業を実施しようとする者
- ・ 地域旅客運送サービス継続事業に関する事項が定められた地域公共交通計画を作成した地方公共団体
- ・ 貨客運送効率化事業を実施しようとする者
- ・ 地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められた地域公共交通計画を作成した地方公共団体

は、国土交通大臣に対し、実施計画が地域旅客サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができ（法第14条第1項、第27条の3第1項、第27条の9第1項及び第27条の17第1項）、国土交通大臣は、当該実施計画の認定をしようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、関係する公安委員会に意見を聴くものとされている（法第14条第4項、第27条の3第4項、第27条の9第6項、第27条の17第6項）。

なお、実施計画について、国土交通大臣の認定を受けたときは、軌道法、道路運送法等の特例が認められるほか、地域公共交通利便増進計画に関し、法第27条の20第8項の規定により、法第27条の17第2項の認定を受けた地方公共団体は、認定区域内計画外事業（その全部又は一部の区間又は区域が認定地域公共交通利便増進計画に定められた地域公共交通利便増進事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業）について、改正法による改正後の道路運送法（昭和26年法律第183号）第91条の2第1項の規定による国土交通大臣からの同法第4条第1項の許可又は第15条第1項の認可の申請があった旨の通知を受けた場合において必要があると認めるときは、当該認定区域内計画外事業の経営により認定地域公共交通利便増進計画の維持が困難となるため公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかど

うかに関し、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会との協議を経て、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができることとされた。

イ 対応方針

事業者又は地方公共団体からの実施計画の作成又は変更に係る意見聴取に際しては、真摯に対応し、法の趣旨をできる限り尊重しつつ、適宜の方法により、交通管理上必要な意見を述べること。この際、高齢者等の交通事故防止の観点からも、高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性が増大していることも踏まえ、必要な意見を述べること。

なお、実施計画の認定に係る意見聴取については、別途通知するので留意されたい。

また、基本方針において、道路運送高度化事業については、バス事業の高度化と併せて、道路管理者・公安委員会等が講ずる道路交通の円滑化に資する措置が行われることが必要であり、また、連節バスの導入に当たっては、通常車両の場合と比べ、より多くの手続を要し、地方公共団体、国、道路管理者、公安委員会等の連携及び協力を得ることが円滑な導入に不可欠であることから、協議会等において、特にこれらの関係者と緊密な協議を行う必要がある旨が明記されていることに留意すること。

なお、作成又は変更された実施計画は、事業者又は地方公共団体から公安委員会宛てに送付されることから、確実に受領すること。

実施計画の認定に係る公安委員会の意見の聴取に関する手続については、共同命令通達を参照の上、適切に対応すること。

(3) 新地域旅客運送事業計画（法第30条関係）

ア 概要

法第2条第15号に規定する新地域旅客運送事業を実施しようとする者は、当該事業についての計画（以下「新地域旅客運送事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その新地域旅客運送事業計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができることとされており（法第30条第1項）、国土交通大臣は、新地域旅客運送事業計画の認定をしようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に意見を聴くものとされている（法第30条第5項）。

なお、新地域旅客運送事業計画について、国土交通大臣の認定を受けたときは、鉄道事業法等の特例が認められることとなる。

イ 対応方針

新地域旅客運送事業計画の認定に係る公安委員会の意見の聴取に関する手続については、別途通知するので適切に対応すること。

(4) 新モビリティサービス事業計画（法第36条の2及び法第36条の4関係）

ア 概要

法第2条第16号に規定する新モビリティサービス事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、その実施しようとする当該事業についての計画（以下「新モビリティサービス事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その新モビリティサービス事業計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができることとされており（法第36条の2第1項）、新モビリティサービス事業計画について、国土交通大臣の認定を受けたときは、鉄道事業法等の特例が認められることとなる。

また、地方公共団体は、新モビリティサービス事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「新モビリティサービス協議会」という。）を組織することができる（法第36条の4第1項）。

イ 対応方針

地方公共団体から関係する公安委員会宛てに新モビリティサービス協議会の構成員として必要と認める旨の通知がなされた場合、特段の支障がない限り、積極的に新モビリティサービス協議会に参画し、協議に応ずるようにすること。

なお、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員に、その協議の結果の尊重義務が課される点に留意すること。

2 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律関係

改正法による改正後の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）において、同法に貨客運送効率化事業を位置付けるなどの改正が行われた。

この点、従前から、同法第4条第1項の認定の申請があった場合であって、一般貨物自動車運送事業のうち、

- ・ 自動車ターミナルの自動車の出入口が陸橋の下の道路に接して設けられるもの
- ・ 特別貨物積合せ運送を行うもの

に該当する事業を含む総合効率化計画を国土交通大臣（又は委任を受けた地方運輸局長（運輸監理部長を含む。））が認定するに当たり、運用上、地方運輸局長から都道府県公安委員会に対し、意見を聴く必要があったところ、貨客運送効率化事業に上記の事業を含む場合においても、従前と同様に都道府県公安委員会への意見聴取が必要であることから、適切に対応すること。

～別添省略～